

監 査 報 告 書

学校法人 光宝寺学園
理事会・評議委員会 御中

私たちは、私立学校法第 37 条第 3 項の規定に基づく監査報告を行うため、学校法人光宝寺学園の寄付行為第 16 条の規定に従い、令和 6 年度の学校法人光宝寺学園の業務、財産の状況及び理事の業務執行の状況について監査を行いました。

監査の結果、学校法人の業務及び財産に関する不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実は認められませんでした。また、財産目録、貸借対照表及び収支計算書は学校法人の財政状態及び経営状況を、事業報告書は学校法人の状況を、法令若しくは寄附行為に従い正しく示していることを認めます。

以上

令和 7 年 5 月 16 日

監 事 安 達 理 矢

監 事 中 井 賢 隆